

◆概要

- ・市川三郷町では、定期的に防災訓練を実施し、洪水ハザードマップに記載されている避難場所へ実際に歩いて避難している(1,500名の参加・町民の約40%)。
- ・訓練は自主防災組織が企画・運営し、訓練を通して分かった様々な問題点を自主防災組織から旧六郷町(現市川三郷町)に改善を依頼し、改善につなげている。

◆洪水ハザードマップを活用した防災訓練に当たっての工夫点

- ・防災訓練の実施広報は、自主防災組織から町民に対して事前に行い、訓練当日は、防災スピーカーによる呼びかけで避難を開始し、洪水ハザードマップに記載された避難場所へ歩いて避難する。
- ・多くの町民が参加できるように、毎年9月1日(防災の日)に実施されていた防災訓練を9月の第1日曜日に変更した。その結果、ほぼ全世帯が参加し、参加者の年齢層が広がった。

◆防災訓練による問題点と洪水ハザードマップへの反映

①訓練を通して明らかになった問題点

- ・避難経路の勾配が急で、洪水時に高齢者等が避難するのが困難。
- ・避難経路上に蓋無し側溝があり、洪水時に避難する際に危険。

②防災訓練後の住民からの問題定義に対する町の取組み

- ・避難経路の勾配が急な箇所には、スロープや手すりを設置する。
- ・避難経路上の蓋無し側溝はカバーする。

◆防災訓練で洪水ハザードマップを取り上げたことの利点

- ・防災訓練を実施したことにより、町民の洪水に対する防災意識が高まった。
- ・洪水ハザードマップの課題、問題点が住民の視点から具体的に挙げられた。

◆防災訓練で洪水ハザードマップを活用する際の留意点

- ・防災訓練を行う前に、洪水ハザードマップについての説明会を行うことが重要である。
- ・洪水ハザードマップを活用した防災訓練を行うことで、意識は高まると思うが、1回限りではなく、継続して続けることが重要である。

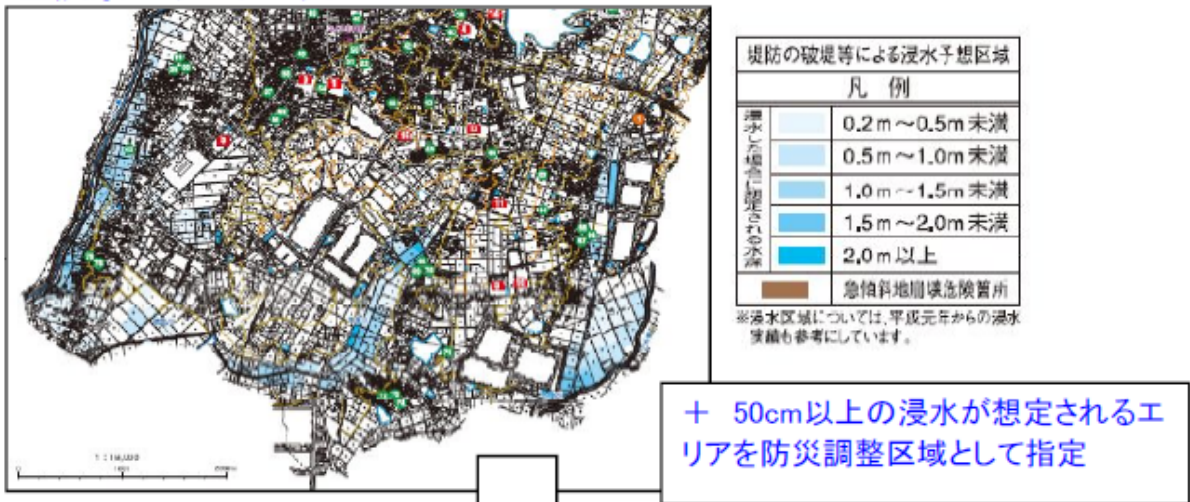


出典:洪水ハザードマップ作成の手引き 国土交通省 H17.6 事例より
<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/Floodhazardmap/>

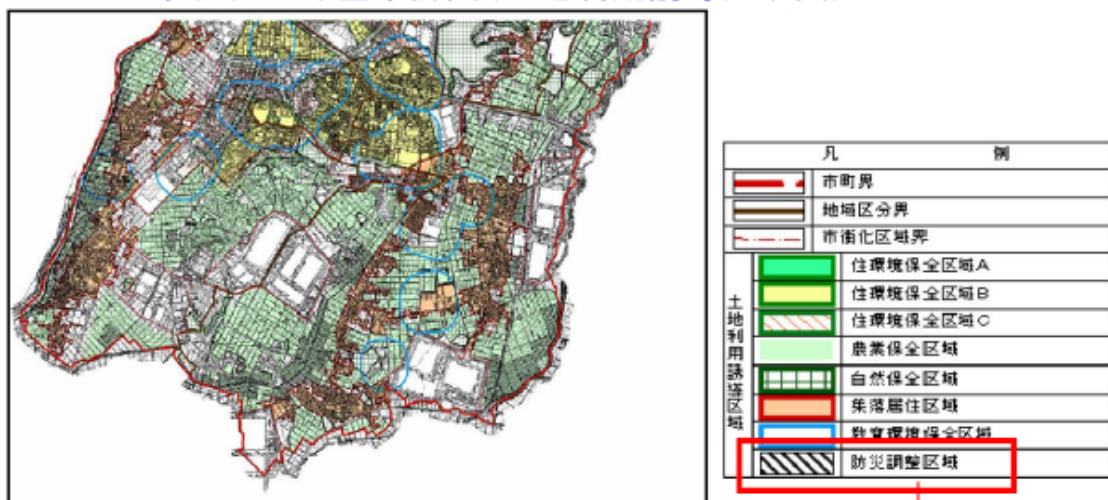
◆概要

- ・みよし市では、「まちづくり土地利用条例」において、洪水ハザードマップで50cm以上の浸水が想定されるエリアを防災調整区域として指定している。
- ・当該区域内では、宅地分譲等の際に、事業者から購入者への浸水リスク情報や実施した対応策に係る周知を義務づけている。

■洪水ハザードマップ



■みよし市まちづくり基本計画(土地利用誘導区域図)



区域内では、宅地分譲等の際に、事業者から購入者への浸水リスク情報や実施した対応策に係る周知を義務付け

出典：災害リスク情報の活用と連携によるまちづくりの推進について（防災まちづくり情報マップと防災都市づくり計画の活用）国土交通省 H24.3 事例
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/anzenanshinmachidukuri.pdf>
 みよし市HP <http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/kenchiku/matizukuritotiriyousei.html>

◆概要

- ・日本損害保険協会では、防災教育プログラムの一つとして、子供向けの「ぼうさい探検隊」の普及を行っている。
- ・「ぼうさい探検隊」とは、子どもたちが楽しみながらまちにある防災・防犯・交通安全に関する施設や設備等を見て回り、身の回りの安全・安心を考えながらマップにまとめ発表する実践的な安全教育プログラムである。また、ぼうさい探検隊リーダー育成講座を実施している。

「ぼうさい探検隊」のプログラム

1 まちなか探検

子どもたちの視点でまちを探索して、防災・防犯・交通安全に関する様々な施設や設備を発見します。

2 マップの作成

街区地図などを用いて発見したこと、気づいたことを横造紙に記入、整理していきます。

3 発表

マップができあがったら、自分たちで発見したことや気づいた点などについて発表します。



マップのイメージ〈例〉



当日までの主な準備

1 開催日時やテーマを決定

・まちなか探検の開催日時を設定します。
・防災や防犯、交通安全を基本に地域の特性にチェックポイントを決めます。右ページを参照

2 事前学習、まち歩きコース等を決定

・探検する地域の下見を行い、交通量が多いチェックして子どもの安全を確保します。P4を参考に、マップを作る際のイメージをスムーズです。

3 当日使用する物品・資料を準備

・街区地図やワークシートなど当日使用する物P5「準備しておくもの」をご確認ください。

4 ぼうさい探検隊を実施

・避難所までのルートや通学路など自分たちのしします。P6～7を参考にしてください。

※その他準備しておくこと

- ・引率者の確保
交通安全および事故・ケガ防止の観点から、まちなか探検の際には、保護者など、必ず大人が同行して引率するようにしてください。
- ・消防・警察等関係団体への連絡
まちなか探検の際に、消防署、交番などでインタビューなどを行うとより理解
- ・ケガ等に備えて保険への加入を忘れず
万が一の事故やケガに備えて、傷害保険などの手当ては充分か、確認しておく(詳しくは最寄りの損害保険代理店または保険会社にご確認ください。)

- ・ホームページには、「ぼうさい探検隊」を実施する際のヒントやアドバイス等を、テーマとスケジュールごとに例としてまとめられている。

テーマ	活動のヒント	活動のキーポイント	実施スケジュール例
防災をテーマにした場合		チェックポイントや指導時のアドバイス	半日で実施(4時間程度)する場合 1日かけて実施(7時間程度)する場合 じっくり取り組む(10～15時間程度)場合
防犯をテーマにした場合		チェックポイントや指導時のアドバイス	半日で実施(4時間程度)する場合 1日かけて実施(7時間程度)する場合 じっくり取り組む(10～15時間程度)場合
交通安全をテーマにした場合		チェックポイントや指導時のアドバイス	半日で実施(4時間程度)する場合 1日かけて実施(7時間程度)する場合 じっくり取り組む(10～15時間程度)場合
その他のテーマ例		チェックポイントや指導時のアドバイス	半日で実施(4時間程度)する場合 1日かけて実施(7時間程度)する場合 じっくり取り組む(10～15時間程度)場合

出典:一般社団法人 日本損害保険協会HP

<http://www.sonpo.or.jp/protection/bousai/leader.html>

◆概要

- ・近年、主流となりつつある防災教育(訓練)の一つとして防災タウンウォッチングがある。
- ・茅ヶ崎市では、防災都市づくりのモデル地区を設定し、市民と行政がともに学習しながら災害に強い都市づくりに向け、課題の検討を行っている。
- ・モデル地区では、防災都市づくりの専門家によるワークショップを実施し、その過程で、地区の延焼シミュレーションを公表するとともに、防災都市づくりNEWSに掲載し、延焼の危険性や初期消火の防災都市づくり活動の重要性を、地区住民等に広く周知している。

■防災都市づくりワークショップの開催手順

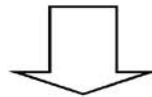
ワークショップの内容	
ガイダンス 日時：11月22日[日] 10:00-12:00 場所：松浪自治会館 ★ワークショップの概要説明 ★基調講演：「防災まちづくりについて考える」	
道路閉塞・火災を人の視点から考える 日時：12月13日[日] 9:00-12:00 場所：茅ヶ崎市役所 ★体験学習 ★ワークショップ ★延焼シミュレーション	
道路閉塞・火災をまちの視点から考える 日時：1月24日[日] 9:00-12:00 場所：松浪自治会館 ★地域点検 ★ワークショップ 宿題：「地域の防災資源や危険ポイント」を探る	
個人・地域でできる防災都市づくりとは 日時：2月28日[日] 10:00-12:00 場所：松浪自治会館 ★宿題の発表 ★ワークショップ	
シンポジウム 日時：3月20日[土] 10:00-12:00 場所：小和田公民館(予定) ★開催報告(報告者：地域住民代表) ★パネルディスカッション 「個人・地域でできる防災都市づくり活動」(予定)	

■専門家による災害リスク情報の提供
(延焼シミュレーションの実施)

延焼シミュレーション(火災の燃え広がり方)
 浜竹一・二丁目で出火した場合、どのように延焼していくのかシミュレーションを行いました。木造家屋や狭い道路が多いため、早い段階で初期消火を行わなければ、地区全域に火災が延焼する可能性があることがわかりました。

■地域住民による災害リスク情報の提供
(地域点検(まち点検)の実施)

<p>地域点検(まち点検) 地震による道路閉塞、火災による影響を考えながら、5班に分かれて地域点検(まち点検)を行いました。</p>	<p>地域点検(まち点検) グループ討議では、地域点検の結果を整理しながら、個人として・地域として、地震に対して強いまちづくりのために、何ができるか話し合いました。</p>
--	--



防災都市づくりのアクションプランをはじめ、
 自助・共助の取組みを促進

出典：茅ヶ崎市HP 防災都市づくりワークショップ

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/22596/37532/index.html>

災害リスク情報の活用と連携によるまちづくりの推進について(防災まちづくり情報マップと防災都市づくり計画の活用) 国土交通省 H24.3 事例

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/anzenanshinmachidukuri.pdf>

◆概要

- ・甲府市では、災害時の自助・共助意識の醸成につながる取組みの一つとして、様々な研修会の開催や、防災リーダー登録制度を実施している。
- ・防災リーダー研修会の修了者は、防災リーダーとして市に登録し、地域へ登録情報を公開している。

◆講習内容

- ・女性のための防災研修会(実技)
 - 救命講習、女性の避難所生活(講話)、避難所運営訓練、炊き出し訓練等
- ・防災リーダー研修会(講義)
 - 防災講座、消火栓器具取扱い等
- ・防災リーダー研修会(実技)
 - 救命講習、避難所運営訓練等



出典:甲府市HP(平成26年度 防災研修会の開催告知)

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/bosaitaisaku/bosai/bosai/yobo/bousaikensyu.html>

◆概要

- ・群馬県では、土砂災害警戒区域内に位置し、防災に意欲的な地区に対して、自主的な警戒避難体制を確立するための支援を行っている。
- ・みなかみ町湯宿地区では、大学、県、町等の働きかけと支援のもと、地区住民が自ら情報や意見を集約しながら、防災マップの作成、土砂災害の予兆現象の察知による、行政の情報に頼らない自主的な避難体制を確立している。
- ・大雨等の災害時の自主的な巡回・点検活動につながっている。

◆取組みの概要

- ①予兆現象や独自の避難場所を記した防災マップの作成
 - ・土砂災害の予兆現象の明確化
 - ・独自の避難場所の設定
- ②自主的な避難ルールの作成
 - ・避難開始の判断基準の明確化
- ③住民の主体性を促す検討手法の活用
 - ・リスクコミュニケーション手法に基づく検討

みなかみ町湯宿地区 土砂災害緊急避難方法

私たちの住むみなかみ町湯宿地区は、土砂災害警戒区域等に指定されました。そのため、区役員有志が集まって土砂災害発生時等の緊急避難体制について話し合う機会を持ちました。この地図は、その場で話し合われた内容を取りまとめたものです。内容を確認して、各世帯で土砂災害に対して備えて下さい。
平成22年7月 湯宿地区 有志一同

■避難開始の判断基準について

- ・土砂災害の発生を予測することは困難なため、行政からの情報だけでは不十分です。
- ・そのため、次のような地域に警戒を促す基準と自主避難を開始する基準を考えました。

○災害への警戒を開始する基準

- ・各世帯が雨量を計測し、**連続雨量が100mmに達した場合**、**七つ置沢の水位が1mに達した場合**。

○避難を開始する基準

- ※以下の2つの予兆現象のいずれかが確認された場合、地区住民全員が避難を開始する。
- ・井戸水と谷川の合流口がふさがった場合：①
- ・井戸水の土管の口がふさがった場合：②

※上記以外の予兆現象(①～④)が確認された場合、その周辺の組の住民は避難を開始する。

■いざというときの対応について

- ・地区内で起こっている現象を把握することができるのは、私たち地区の住民です。
- ・そこで、地区住民全員の協力を必要とする次のような災害時対応方法を考えました。
- ・日頃から「土砂災害緊急避難地図」で、注意すべき箇所を確認しておき、**連続雨量が100mmに達したり、予兆現象を確認した場合**には、区長または区長に連絡して下さい。

■避難場所・避難経路について

- ・土砂災害警戒区域等に指定された地区住民の避難場所として次の施設を考えました。
- ・「土砂災害緊急避難地図」で、避難場所の位置を確認しておいて下さい。

○自主避難開始の連絡後、避難する場所

- ・屋内ゲートボール場
- ・旧保健センター

○道路が冠水したり、身体の具合などにより、上記の避難場所までの移動に危険や困難がともなう場合に避難する場所

- ・常盤屋(2階以上) ・みやま荘(2階以上)
- ・山本医院(2階) ・消防詰所
- ・忠霊塔(自動車まで避難して車中に待機)

※避難開始のタイミングが遅くなると、道路の冠水や土砂災害の発生によって、避難することができなくなる可能性もあります。そのため、**早めの避難を心がけて下さい。**

※一人で避難することが困難な方への避難支援については、具体的な支援方法を検討していますが、いざというときには隣近所で声をかけあって、協力して対応して下さい。

出典:国土交通省 資料

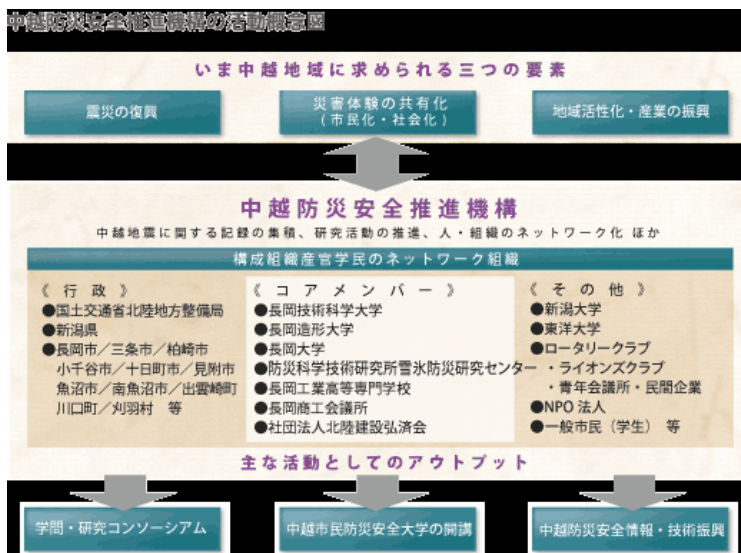
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/3syoun.pdf>

事例72 市民大学講座による「市民防災安全士」の育成

公益社団法人
中越防災安全推進機構

◆概要

- ・過去の大震災、豪雪被害等を受け、新潟県中越地方を中心とした大学や専門学校、研究センター等が中心となって、公益社団法人 中越防災安全推進機構を設立し、取組みの一つとして「中越市民防災安全大学」を開講している。
- ・地域コミュニティの防災安全活動の中核を担うとともに、市民と行政、企業の仲立ちをする「市民防災安全士(仮称)」を育成する市民大学講座を開講している。
- ・防災から出発しているが、長期的に防犯、教育、福祉、子育て等の分野にまで対象を広げる予定となっている。



出典:公益社団法人 中越防災安全推進機構HP
<http://www.c-bosai-anzen-kikou.jp/>

事例73 自主防災リーダー育成に向けたハンドブックの作成

三重県

◆概要

- ・三重県は、各地域で自主防災組織の結成が進み、県全体の組織率は90パーセントに達している。
- ・しかし、自主防災組織の役員や構成員の高齢化、取組みの地域格差等がみられることから、地域における自主防災活動を充実させるため、自主防災リーダーの方々の活動の手引きとなる「自主防災リーダーハンドブック」を作成している。
- ・ハンドブックとあわせて、ビデオの作成・配布を行っている。

◆自主リーダーハンドブックの項目

- ・自主防災組織づくり
- ・平常時の活動
- ・防災訓練
- ・災害時の活動
- ・復旧、復興時の活動



出典:三重県HP
<http://www.bosaimie.jp/mhf00.html>

事例74 自主防災活動に向けたパンフレット作成

山梨県

◆概要

・山梨県では、災害について学ぶためのパンフレットを作成（「自主防災活動のために」）している。自主防災組織として必要となる要素が分かりやすく解説されている。

◆パンフレットの項目

- ・自主防災組織の活動
- ・避難勧告等の情報について
- ・避難所運営について
- ・災害時要援護者対策について
- ・DIG（災害図上訓練）にチャレンジ
- ・平常時の普及啓発活動について



出典:山梨県HP

<http://www.pref.yamanashi.jp/bousai/12154541780.html>

事例75 防災活動マニュアルの作成・情報提供

埼玉県川越市

◆概要

- ・川越市では「防災活動マニュアル」の型番を作成している。
- ・地域の自主防災会が主体となって行う防災活動のとりまとめの際に利用することを目的としている。
- ・本マニュアルでは、自主防災会がどのように活動していくのか、基本的な活動内容等についてまとめられている。

◆防災活動マニュアルの項目

- ・自主防災活動の役割
- ・日常における活動
- ・地震災害発生時の活動
- ・風水害時の活動



出典:川越市HP

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1336540306150/index.html>

事例76 災害時要援護者の名簿登録

東京都練馬区

◆概要

・練馬区では、災害時要援護者の発見とネットワークづくりのため、自ら希望して登録する方式で名簿を作成し、事前に地域の関係者に提供して、地域で見守る体制づくりに取り組んでいる。

◆特徴・その後の取組み等

- ・要援護者情報の収集・共有に関しては、福祉関係部局が所要の手続きを経た上で「要援護者名簿」を事前に作成し、防災担当部局に提供できる体制を整えている。
- ・この名簿を活用しながら、区民防災組織(=自主防災組織)が中心になって、民生・児童委員、町会・自治会等が連携し、平常時からの見守り活動や支援活動の実施の検討や、災害時における状況確認や安否確認の方法、支援体制について検討を進めている。

【災害時要援護者名簿の活用イメージ】 ※詳細は裏面をご確認ください。



出典:地域の減災を促進するための手引書・自治体事例集 内閣府 H21.3
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/torikumi/>

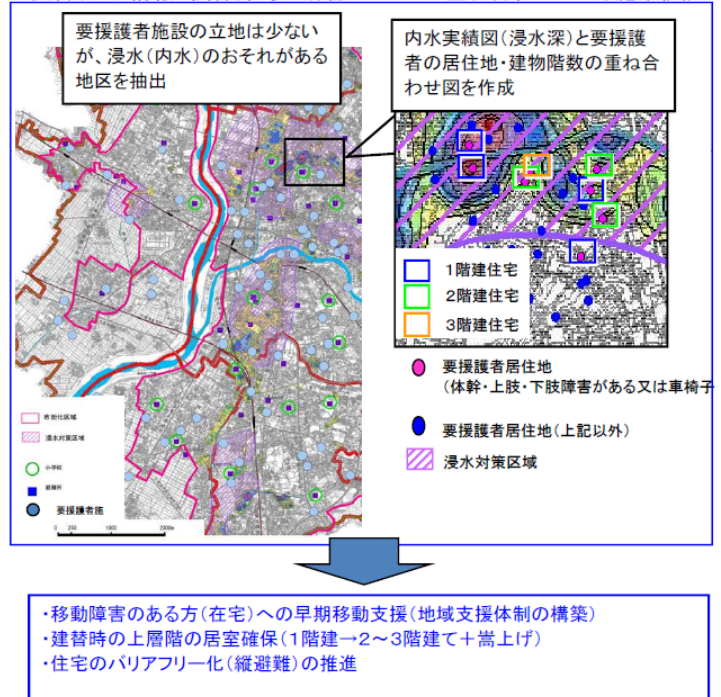
事例77 災害時要援護者に向けた安全な住宅構造の検討

愛知県岡崎市

◆概要

- ・岡崎市では、内水実績図(浸水深)と要援護者の居住地・建物階数の重ね合わせ図を作成し、浸水対策区域や内水実績のある地区において、必要とされる安全な住宅構造のあり方を検証している。
- ・検証の結果、住まいづくりのあり方として、建替え時の上層階の居室確保や住宅のバリアフリー化(縦方向への避難)を推進するとともに、移動障害のある方(在宅)への早期移動支援(地域支援体制の構築)の必要性を確認している。

■災害リスク情報と関係部局の所管データとの重ね合わせによる施策検証



出典:災害リスク情報の活用と連携によるまちづくりの推進について(防災まちづくり情報マップと防災都市づくり計画の活用) 国土交通省 H24.3 事例
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/anzenanshinmachidukuri.pdf>

事例78 観光客・外国人向けの避難支援、初動マニュアルの作成 沖縄県座間味村

◆概要

- ・座間味村では、突然の地震等の発生時に、観光客・外国人に対して避難誘導や情報提供等を行う体制を築くため、「観光客・外国人向け避難支援計画及び初動マニュアル」を作成している。
- ・行政、民間施設で活用するマニュアルである。
- ・本マニュアルでは、主に地震災害を想定しているが、沖縄では地震だけでなく台風や高潮等、様々な自然災害が発生するため、これらの災害発生時にも応用できる内容となっている。

◆初動マニュアルの項目

第1章 初動対応のための基礎知識

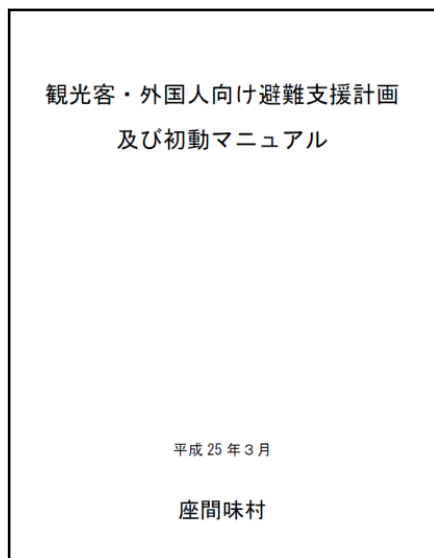
- 第1節 観光客・外国人の災害対応策実施チェックリスト
- 第2節 観光客・外国人の避難誘導に対する心構え・留意点
- 第3節 災害に備えた事前対策

第2章 初動対応マニュアル

- 第1節 災害発生直後の対応 第2節 災害発生後の対応 第3節 災害発生時対応文例集

出典:座間味村HP

<http://www.vill.zamami.okinawa.jp/disaster/2013/09/post-2.html>



事例79 外国語対応の帰宅支援サイトの開設

京都府京都市

◆概要

- ・京都市では、観光客に特化した帰宅困難者対策の情報の伝達手段の一つとして、外国語対応スマートフォンサイト「京都市・帰宅支援サイト」(RETURNING HOME DISASTER SUPPORT MOBILE SITE)を開設している。

◆サイトの概要

- ・一斉帰宅を抑制し、二次災害を生まないための災害時行動の周知
- ・京都市からの最新、重要情報の配信
- ・避難先、トイレ等の地図情報
- ・公共交通の運行情報
- ・基本情報は2カ国語(日・英)表記、詳細情報等は最大 80 カ国語対応

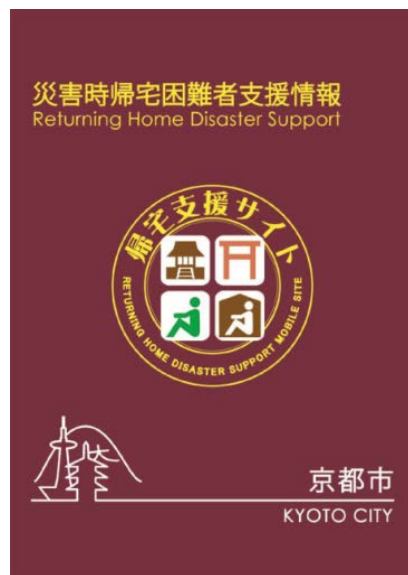
◆利用方法

以下アドレスからアクセス

<http://www.bousai-kyoto-city.jp/kitakushien-mobile/index.html>

出典:京都市HP

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000163485.html>



事例80 防災ホームページの携帯サイトの開設

東京都

◆概要

- ・東京都では、携帯電話用の防災ホームページを開設している。
- ・防災に関する情報やニュース、防災マップや防災ツイッター等が利用できる。また、医療機関の検索サービス等もある。

東京都防災ホームページ Disaster Prevention Information
・災害に関する情報 ・防災の知識・情報 ・東京都の取組
・防災ニュース
・帰宅困難者対策 ・防災隣組
・東京都防災マップ
・東京都防災Twitter
・九都県市との連携
・東京都医療機関案内(ひまわり) ・災害時の伝言 ・災害時帰宅支援ステーション
・免責事項 ・個人情報保護ポリシー

出典:東京都HP <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/sub/1000248.html>

事例81 道の駅における災害情報の提供

道の駅

◆概要

- ・山梨県内には道の駅が17箇所整備されており、観光客が休憩したり情報を集めたりする場として賑わっている。道の駅の主な機能として、情報提供があり、周辺の観光情報や宿泊情報、道路交通情報など、様々な情報提供が行われている。
- ・道の駅には、大型スクリーンや情報キオスク(タッチパネル式情報案内)、ファックス、ホワイトボード等の様々な情報機器や機材が整備されており、また、コンシェルジュ(情報案内人)が配置されている道の駅もある。災害時には、これらの機能を活用して災害に関する情報提供を行うことが可能である。

【事例】道の駅富士吉田 情報提供の様子



出典:富士山火山広域防災検討報告書
http://www.bousai.go.jp/kazan/fujisan/w_g/kentou/houkoku/

◆概要

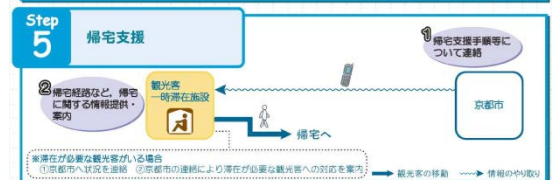
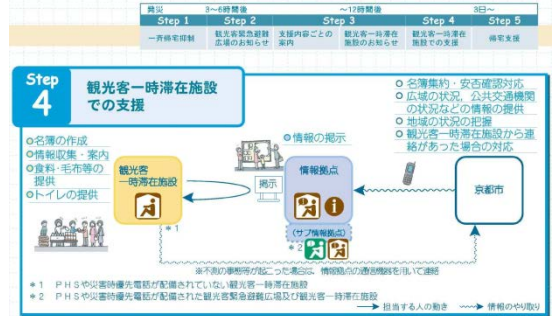
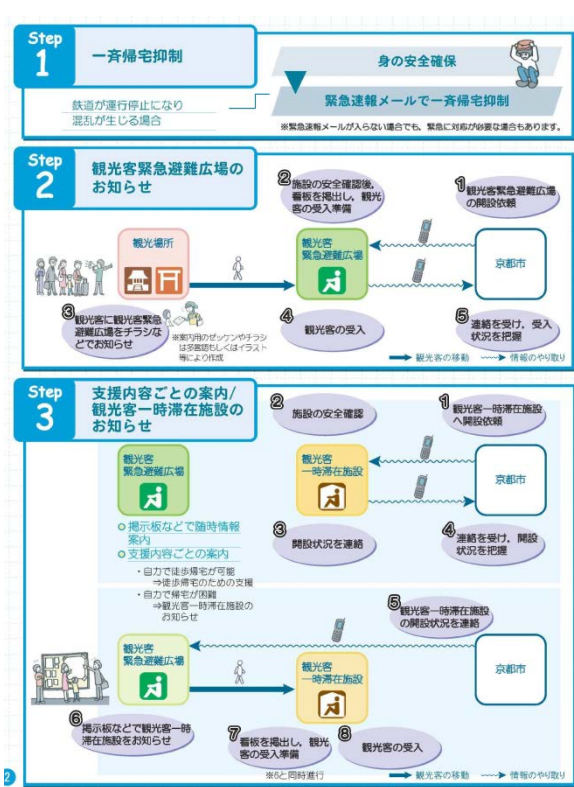
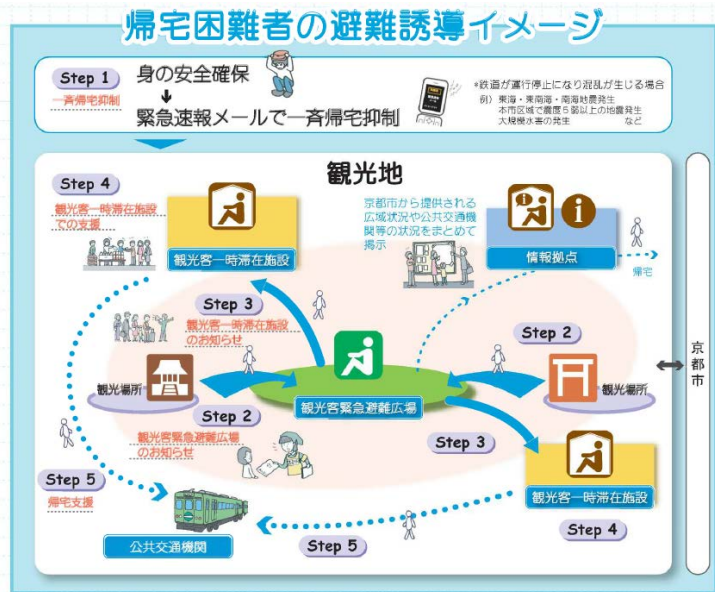
・京都市では、観光客に特化した全国初の帰宅困難者対策を推進するために設置した京都市帰宅困難者観光地対策協議会において、「避難誘導取組指針」と「地区避難誘導計画(ひな形)」を作成しており、これを基にして、清水・祇園地域及び嵯峨・嵐山地域における「帰宅困難観光客避難誘導計画」を策定している。

◆計画の特徴

・計画の特徴は、地域の商店街等の事業者や寺院・神社、旅館等の観光関連団体の関係者が初期対応の中心となる等、京都観光ならではの「おもてなし」の力を発揮した取組み等、5つの基本的考え方に沿った対策を進める計画である。

・災害発生後の対応を時間の流れに基づく5つのステップに区分している。

- (1.一時帰宅抑制 2.観光客救急避難場所のお知らせ 3.支援内容ごとの案内/観光客一時滞在施設のお知らせ 4.観光客一時滞在施設での支援 5.帰宅支援)



情報収集方法 (Information Collection Methods)

情報収集方法	観光客一時滞在施設	観光客緊急避難広場	観光客一時滞在施設	観光客一時滞在施設	観光客一時滞在施設	観光客一時滞在施設	観光客一時滞在施設	観光客一時滞在施設	観光客一時滞在施設	観光客一時滞在施設
避難情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公共交通機関	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地域の被災状況	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
広域の被災状況・被災状況	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
家族等との連絡方法手段とその利用方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
観光客一時滞在施設等の開設状況(避難誘導対応状況)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
帰宅経路の状況	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
災害時帰宅支援ステーション等の開設・運営状況	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公共交通機関・ターミナル駅周辺等の状況	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
搬送体制・帰宅支援手帳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
滞在が必要な観光客への対応状況	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 防災メール/京都市が運営する防災情報サイト
 ※ 災害用伝言ダイヤル/災害時、電話を用いて音声による伝言板の役割を果たすシステム

出典:京都市HP

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000076886.html>

◆概要

- ・東京都では、東日本大震災時の大規模な渋滞、公共交通機関の運行支障により、約 515 万人の帰宅困難者が発生した。
- ・これらの帰宅困難者に関する課題を解決するには、行政が対策を実施していく「公助」だけでなく、個人や企業による自主的な取組み、「自助」「共助」も含め、社会全体で対策を進めていくことが重要であることから、各事業所での帰宅困難者対策を進める上で参考となるようハンドブックを作成している。

◆ハンドブックの項目

1 平常時の準備

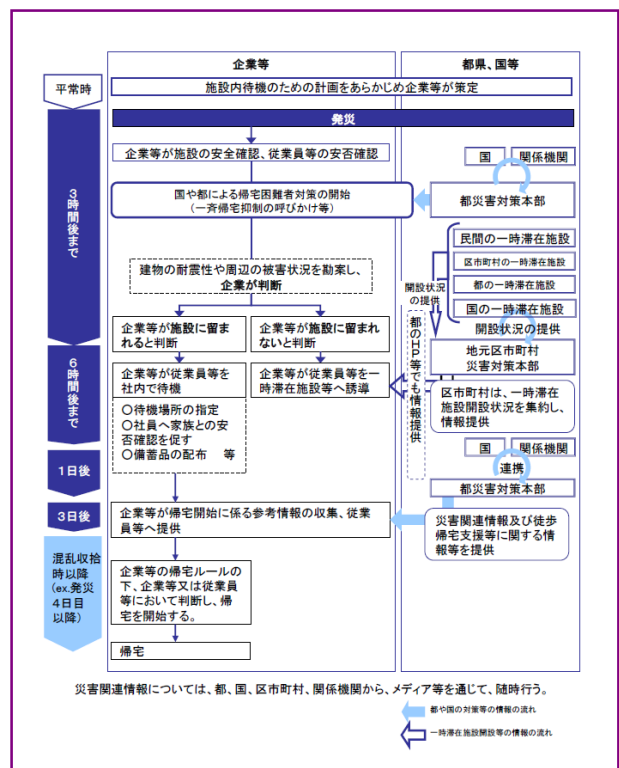
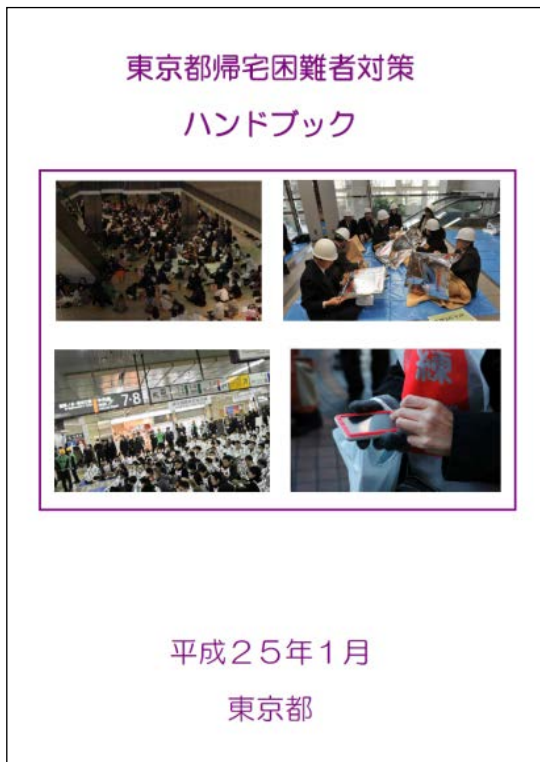
- (1) 一斉帰宅の抑制
- (2) 施設内待機のための備蓄の確保
- (3) 施設の安全確保
- (4) 安否確認手段の準備
- (5) 情報収集手段の確保
- (6) 混乱收拾後の帰宅ルールの策定
- (7) 計画の策定と訓練による検証

2 発災時の行動

- (1) 従業員の施設内待機
 - (2) 地域の防災活動への参加
- 3 チェックリスト
- (1) 帰宅困難者対策チェックリスト
 - (2) 施設の安全点検のためのチェックリスト(例)

2 発災時の行動

発災後の帰宅困難者対策の流れは、概ね下記のようなものになります。



◆概要

- ・三重県では、観光地における地震対策及び観光客の安全な避難および帰宅支援が円滑に行われることにより、地震津波による直接の被害のみならず、その後の風評被害にも対応できるよう、観光地における避難に着目した計画や体制づくりができる「観光地における避難対策検討マニュアル」を作成している。
- ・本マニュアルを活用し、鳥羽市では、複数の事業者と行政の連携による課題の発掘と対策案の検討を目的として、計5回のワークショップを開催し、課題発掘を行っている。

◆マニュアルの項目

- 1.はじめに
2. なぜ避難対策が必要なのか
3. 観光地の避難対策として何をすべきか
 - 3.1 検討を行うための体制整備
 - 3.2 被害を減らすための四つの柱
 - 3.3 期待される効果
4. 避難対策検討の手順
 - 4.1 避難対策検討の準備
 - 4.2 一次避難についての検討
 - 4.3 二次避難についての検討
 - 4.4 帰宅支援についての検討



出典:観光地における避難対策検討マニュアル 平成17年11月 三重県防災危機管理局地震対策室
<http://www.city.toba.mie.jp/bousai/documents/kankohinan.pdf>

◆概要

- ・国土交通省では、道の駅や高速道路のSA・PAにおける防災機能の強化を進めている。
- ・道の駅では、災害時における救急支援活動を支える一時避難場所や活動拠点として、道路管理者と自治体が連携し、非常用電源の確保や防災用トイレの設置等、防災機能の充実を図っている。
- ・SA・PAでは、防災ヘリ等が活用可能なヘリポートや自家発電設備を設置し、防災機能の強化を図っている。

【事例】道の駅「三本木」 宮城県大崎市

- ・地震や大規模災害時の防災拠点として対応するため、道の駅「三本木」と周辺施設が一体となって、平成20年度に整備。東日本大震災においても、その機能を発揮している。

地方自治体と連携した施設等の整備

道路管理者

- ◆道路情報提供施設の整備(非常用電源)
- ◆駐車場、災害用トイレの整備

地元自治体

- ◇地域振興施設、防災施設の整備
- ◇地域防災計画への位置づけ
 - 一次避難所、応援部隊集結・活動・連絡拠点ほか
 - 防災情報ステーション 等



東日本大震災時は、一次避難所として利用



非常用発電設備



災害用トイレ



出典:国土交通省 中部地方整備局 プレスリリース

<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/kanri-bunkakai/pdf/240224kisyu-bousaikinou.pdf>

国土交通省 道の駅について

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/local_economy/04/haifu_04_1.pdf

事例86 帰宅困難者支援に向けた協定締結

山梨県

◆概要

・山梨県では、災害により帰宅が困難となった者に対する支援を行うため、山梨県と関係団体との間で協定を締結している。

◆協定内容

・「(社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニエンスストア、外食チェーン店、自動車用品店の8社」との協定(平成24年2月15日締結)

協定の内容はこちら→<http://www.pref.yamanashi.jp/release/koucho/2302/shobo15.html>

・「山梨県石油協同組合」との協定(平成24年3月26日締結)

協定の内容はこちら→<http://www.pref.yamanashi.jp/release/koucho/2303/shobo26.html>

出典:山梨県HP

<http://www.pref.yamanashi.jp/bosai/kanren/index.php?id=42>

事例87 帰宅困難者への支援に関する協定の締結

山梨県甲府市

◆概要

・甲府市では、観光客や通勤者及び通学者等が、地震等の自然災害に伴う公共交通機関の運休等により帰宅が困難になった際に、迅速かつ円滑な支援を図る必要があることから、市内を中心とする旅館・ホテル、甲府合同庁舎及び山梨労働局との間で、「避難場所として待合ロビー等の提供」、「飲料水やトイレ等の提供」、「公共交通に関する情報等の提供」等の支援に関する協定を締結している。

災害発生時にあなたは自宅に帰れますか?
大地震などの大規模災害時に、帰れなくなったら、あなたは帰宅困難者です。あなたが帰りたい気持ちを抑えて、早く帰りたい気持ちは抑えて、まずは落ち着いて!

甲府市の帰宅困難者対策
正確な情報なしでは、たまたまようだけではなりません。正確な交通情報などを入手しましょう。甲府市では、帰宅困難者対策として旅館・ホテル等と協定を締結しています。
①避難スペース(待合ロビー等)の提供 ②飲料水やトイレの提供 ③交通情報等の提供

山梨県の帰宅困難者対策
災害時における帰宅困難者を支援するため災害時帰宅支援ステーションとして、コンビニエンスストア、石油販売事業者等と協定を締結しています。
① 水道水、トイレ等の提供
② 地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を

甲府市 KOFU CITY 帰宅困難者受入れ施設マップ

お問い合わせ: 甲府市企画防災課 055-237-5331
山梨県総務部防災危機管理課 055-223-1432

裏面に、各施設の家内図(略図)があります 協定に賛同していただいている

出典:甲府市HP

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/bosaitaisaku/bosai/bosai/taisaku/kitakukonnan.html>

事例88 オープンスペースの活用による防災性の向上

石川県金沢市

◆概要

- ・金沢市は、武家屋敷等、伝統的建造物が残るまちであるが、木造建造物が多いため、防火性は高くない状況にある。まちの小路や坂道の途中には、「広見(ひろみ)」とよばれるやや広い場所が存在している。広見は、戦国時代に敵を誘い込む目的等につくられた歴史あるオープンスペースである。
- ・そこで、「広見」を延焼防止のために緑化したり、消火に役立つよう防火水槽を設置したりして、まちの防災性の向上を図っている。
- ・金沢特有の「広見」を利用することにより、伝統的な景観・環境の保存と、防災性の向上の両立が図られている。



出典: 災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会(内閣府) 資料より H16.4
<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h16/040422bunkaisan3.html>

事例89 歴史的町並み保存に向けた防災活動

岐阜県高山市

◆概要

- ・高山市の三町では、江戸後期からつづく町屋が多くみられるが、防火的には弱く、江戸時代以降、大火災が何度も発生している。
- ・ハード的な対策として、防火水槽や消火栓の整備のほか、延焼防止に役立つよう「土蔵」の改修や補強を行っている。
- ・ソフト的な対処としては、古くから地域の消防活動が盛んで、火の用心の夜廻り等に受け継がれている。近年ではさらに、防災リーダーの育成や女性自衛消防隊の結成等によって、地域の自主防災力の向上が図られている。

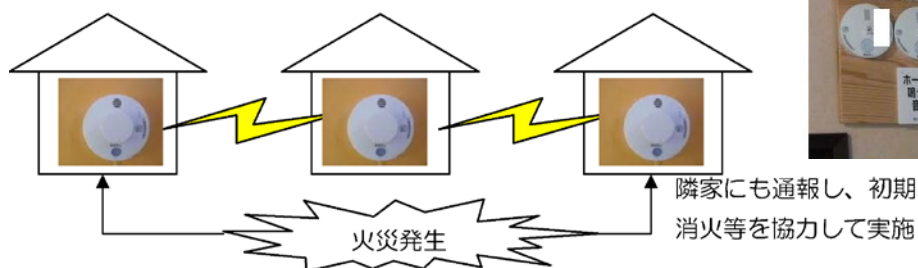


出典: 災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会(内閣府) 資料より H16.4
<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h16/040422bunkaisan3.html>

◆概要

- ・若狭町熊川地区(重要伝統的建造物保全地区)では、近隣住宅相互で通報する無線連動型の住宅用火災報知機を集落全体で導入し、住民による初期消火、延焼火災の防止や居住者の早期救出を図っている。
- ・システムとしては、自宅の決められた場所への警報機の設置とあわせて、隣接する2世帯に通報用の警報機を設置している。

設置イメージ：自宅がB家とすると・・・(設置箇所は一例)



◆取組みの特徴

- ・火災報知機は、消防法の改正で、火災報知機の設置が各戸に義務化されたことを受け、平成23年に整備した。従来、伝建地区では、有線の自動火災報知機を整備していたが、設置費用が多額であり住民の負担が大きくなることが問題であった。
- ・熊川地区では、防災まちづくり計画の策定や自主防災組織の設立等により防災意識が高まり、国から無線式住宅等火災報知機の補助があったことから、導入に踏み切った。その他、区費や防災積立金を活用している。

出典：災害リスク情報の活用と連携によるまちづくりの推進について（防災まちづくり情報マップと防災都市づくり計画の活用）国土交通省 H24.3 事例

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/anzenshinmachidukuri.pdf>

事例91 歴史的な景観に配慮した水路や遊歩道等の景観整備

山梨県甲州市

- ・甲州市では、甲斐の国を治めた武田家ゆかりの神社仏閣が多数存在し、信玄公の菩提寺である恵林寺、勝頼公の菩提寺である景德院や、恵林寺庭園、向嶽寺庭園、大善寺庭園、栖雲寺庭園など当時の僧により作庭された庭園は国や県の名勝に指定されている。また、市内では堰と呼ばれる水路が流れており、美しい水音を響かせている。
- ・しかし、点在する歴史資源をつなぎ合わせたり、あるいは面的な環境として歴史的雰囲気を高めたりするような取組みが不十分であり、広告や看板、コンクリート擁壁などが歴史的雰囲気を損ねている場合があった。
- ・そこで、甲州市景観計画において、歴史的な資源を保全し、これらの歴史的資源を景観まちづくりに活かしていく視点により整備を促すと位置づけ、資源間を連携させる水路を活用した落ち着いた遊歩道づくりや、樹木や草花による修景整備が進められている。



大善寺周辺の景観整備



等々力周辺の堰

出典: 甲州市景観計画 (H24.12)

<http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/keik/keikaku/jireisyuuan.pdf>

事例92 景観に配慮した急傾斜地の整備

三重県桑名市

- ・桑名市では、急傾斜地崩壊防止の整備として、吹付法枠工において、法枠内を緑化し、周辺景観との調和に配慮している。



出典: 三重県公共事業等景観形成ガイドライン(案)平成23年3月 三重県

<http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/keik/keikaku/jireisyuuan.pdf>